

定款施行細則付属  
入退会等の手続規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本音響家協会（以下、協会という）の入会及び退会等に関する手続及びその取り扱い等について必要な事項を規定する。

第2章 入会

(入会申込手続)

第2条 協会に入会するときは、所定の入会申込書(書式-1)に必要事項を記入の上、入会金と初年度会費を添えて会長に申し込む。

(入会申込書の提出先とその方法)

第3条 入会申込書は、申込者が居住する地区を所轄する支部の連絡事務所（以下、支部連絡事務所という）に、郵送又は電磁的方法（電子メール又はFAX）により提出する。

(会費等の納入方法)

第4条 入会金及び入会初年度会費の納入方法は振込みとし、本協会の郵便振替口座に振込む。

(入会申込書の受け付けと会長への報告)

第5条 支部長は、第3条の申込書に不備があれば修正して受理し、遅滞なく会長に報告する。

(入会の承認)

第6条 会長は、当該入会申込書及び入会金並びに初年度会費の振込を確認したときは、当該申込者を準会員として入会を承認し、その旨を理事会に報告するとともに本人に入会承認通知書(書式-2)を送付して通知する。

2 会長は前項の入会者を、第18条の会員名簿及び第19条の在籍者名簿に登録する。

第3章 退会及び再入会

(退会の手続きと取扱い)

第7条 協会を退会するときは、書面による退会届を会長宛に提出する。

2 退会届は任意書式とし、郵送又は電磁的方法（電子メール又はFAX）により支部連絡事務所に提出する。

3 前項の退会届を受け付けた支部長は速やかに会長に報告し、会長は、退会届を受理したときはその旨を理事会に報告し、在籍者名簿から当該会員を削除する。

4 退会時において既納の会費は如何なる事由があっても返還しない。

(再入会)

第8条 退会した者が再入会を希望するときは、改めて第2章各条に規定する入会手続を執るものとする。

2 退会時に正会員であった者は、正会員として再入会できる。

3 前項により再入会するときの初年度会費は、正会員の年会費とする。

第4章 除名

(除名の手続)

第9条 除名は、当該会員の名誉と人権に関わる事項につき、除名する事由となる行跡等を精査して検証し、定款及び関係法令に基づき慎重に行うものとする。

2 理事会は、当該会員から直接事情聴取をして検証するものとし、必要な場合は理事会の決議により査問委員会を設置し除名の可否を諮問する。

3 除名は、理事会が除名を決議して社員総会に諮り、総正会員の3分の2以上が賛成した決議によるものとする。この場合において協会は、当該会員に対し、当該社員総会開催日の1週間前までにその旨を通知し、かつ当該社員総会において弁明の機会を与えるものとする。

4 社員総会が除名を決議した当該会員（以下、被除名者という）は、会員資格を喪失し会員としての権利義務は消滅する。ただし、未履行の債務の債権は協会が留保する。

5 被除名者は、以後会員としての資格称号を前歴としても使用してはならないものとし、その旨を除名通告書に

記載する。

(除名の通告)

第10条 会長は、除名した会員に対し書面による除名通告書(書式-3)を以ってその旨を通告する。

## 第5章 除籍及び復籍

### 第1節 除籍の手続

(会費納入の催告)

第11条 毎年次7月31日までに会費の納入がない者(以下、未納者という)に対し別に定める、退会時の会費の清算及び除籍等に関する取扱規準(以下、取扱規準という)に規定する督促状(書式-4)を以って会費の納入を催告する。

(除籍の決議)

第12条 前条の未納者が、8月末日の納入猶予期限内になお会費を納入しないとき及び退会届を提出して月割年会費を清算しないときは、理事会が当該未納者の除籍を決議する。

(除籍の通告)

第13条 理事会が除籍を決議したときは、除籍決議の執行を猶予する期限(以下、手続期限という)を示して復籍又は退会の手続を執るよう勧告する旨を記した除籍通告書(書式-5-1 A/B)を送付して除籍を通告する。

(除籍の確定と再通告)

第14条 前条の通告を受けた者(以下、除籍被通告者という)が、復籍又は退会の手続を放棄したときは、先の除籍決議及び除籍通告書が発効し、除籍が確定する。

2 被除籍通告者が第17条の退会届を提出し、手続期限内に月割年会費の清算納入がないときは、理事会が会費の未清算として除籍を決議する。この場合において除籍再通告書(書式-5-2)を送付して再通告する。

3 除籍が確定した者(以下、被除籍者という)は、会員資格を喪失し、会員としての権利義務は消滅する。ただし、未履行の債務の債権は協会が留保する。

4 被除籍者は、以後会員としての資格称号を前歴としても使用してはならないものとし、その旨を除籍通告書に記載する。

### 第2節 復籍及び退会の手続

(復籍の申込み)

第15条 第13条の被除籍通告者であって本人に入会を継続する意思があり復籍を希望するときは、手続期限内に未納会費を納入し、所定の復籍申込書(書式-6)を会長に提出して復籍を申し込むものとする。

(復籍の承認とその通知)

第16条 会長が前条の復籍の申込みを受理したときはその旨を理事会に諮り、理事会が復籍を承認する旨の決議をし、除籍リストから削除して復籍する。この場合において、復籍承認通知書(書式-7)を以ってその旨を本人に通知する。

(退会届の提出)

第17条 第13条の被除籍通告者が退会を希望するときは、手続期限内に月割年会費を納入し、任意書式の退会届を提出して退会を申し出るものとする。

(退会の承認とその通知)

第18条 会長が前条の退会届を受理したときはその旨を理事会に諮り、理事会が退会を承認する旨の決議をし、除籍リストから削除して退会する。この場合において、退会承認通知書(書式-8)を以ってその旨を本人に通知する。

### 第3節 除籍取消申立の手続

(除籍取消の申立)

第19条 第14条第1項及び第2項の被除籍者が、定款第14条第1項ただし書きの止むを得ない事由により必要な手続が執れず除籍となったときは、事後、事情を申し出て除籍取消の申立をすることができる。

2 申立の受付は支部長とし、支部長は事情聴取をした上で申立に理があるときは会長に報告し、会長は支部長の報告を理事会に付議する。

(裁決による取扱い)

第20条 理事会が前条第2項の申立内容を裁決し、承諾とする裁決をしたときは申立の承認を決議して除籍リストから削除し、不承諾とする裁決したときは当該申立を却下する。

2 前項により復籍を承認する決議をしたときは、復籍承認通知書(書式-7)を以ってその旨を本人に通知し、退会を承認する決議をしたときは、退会承認通知書(書式-8)を以ってその旨を本人に通知する。

## 第6章 会員名簿

(会員名簿)

第21条 会員名簿は、一般社団・財団法人法第31条に規定する社員名簿とし、協会のすべての会員及び使用人等を登録する。

(在籍者名簿)

第22条 在籍者名簿は、支部の運営並びに事業活動に供するため毎事業年度の初めに、支部毎に当該事業年度の在籍者を記した会員名簿の抄本の在籍者名簿を作成し、各支部に配置する。

2 退会及び除籍若しくは除名により会員資格を喪失した者は、在籍者名簿から削除する。

(名簿記載事項)

第23条 会員名簿は次に掲げる記載事項を基本とし、第(1)号から第(7)号までは入会申込書に記載した本人提出によるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 自宅住所、電話・FAX番号、電子メールアドレス
- (4) 会費請求書、配布文書、機関誌、資料等の送付先住所
- (5) 勤務先名称、所属する団体名、住所、電話・FAX番号、電子メールアドレス
- (6) 従事する音響の部門
- (7) 入会時の紹介者の氏名
- (8) 技能認定資格、レポート提出の有無
- (9) 会員の種類、役職名、会員番号
- (10) 会員としての履歴  
(入退会日、正会員昇格日、役職名とその選解任日、名誉資格昇格日、社員資格喪失日とその事由)
- (11) その他、管理運用に必要な事項

(記載事項の変更届)

第24条 会員は、会員名簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく所属する支部の支部長に届け出るものとする。

2 支部長は、前項の変更の届け出を受けたときは、速やかに在籍者名簿を変更してその旨を会長に報告し、会長は遅滞なく会員名簿の記載事項を変更する。

(会員の個人情報の取り扱い)

第25条 会員名簿及び在籍者名簿に記載した個人情報は、定款第63条第1項の規定に従い、その公開の可否及び公開の範囲について当該会員の意向の尊重並びに公開する目的を十分考慮し、別に定める個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)に基づき慎重に取り扱うものとする。

## 第7章 雑則

(改廃)

第26条 この規則は、理事会の決議により改廃できる。

附則

1 この規定は、2010年4月1日から施行する。

<規 01-8>

付属資料

書 式

※ この書式は基本を示すものであり、用紙のサイズ等により実務担当者が正式な書面としての体裁を整えて作成するものとする。

書式-1	入会申込書
書式-2	入会承認通知書
書式-3	除名通知書
書式-4	督促状
書式-5-1-A	除籍通告書 (A)
書式-5-1-B	除籍通告書 (B)
書式-5-2	除籍再通告書
書式-6	復籍申込書
書式-7	復籍承認通知書
書式-8	退会承認通知書
書式-9	正会員昇格通知書
書式-10	名誉職昇格通知書

<この申込書は、入会金と会費を振り込んでから提出してください>

提出日：\_\_\_\_\_年 月 日

## 一般社団法人日本音響家協会入会申込書

準会員として《4月期入会 10月期入会》したいので申し込みます。

※ 印は必ず記入してください

(該当する事項の□に✓印を記入)

ふりがな	※		退会時の会員の種類 (再入会の方のみ記入)
氏名	※		<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 準会員
生年月日	※ (西暦)	19 年 月 日 (生れ)	
従事する分野	※	<input type="checkbox"/> 舞台 <input type="checkbox"/> 放送 <input type="checkbox"/> 録音 <input type="checkbox"/> 設備設計 <input type="checkbox"/> 建築設計 <input type="checkbox"/> メーカー <input type="checkbox"/> その他 ( )	
郵便番号	※〒	( - )	
自宅住所	※		
Tel	※	( - - )	(携帯電話でも可 住所録等に掲載されます)
Fax		( - - )	
e-mail	※	@	
機関誌等の送り先	※ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他	〒	
勤務先/所属先	※		(フリーの方はフリーと記入)
勤/所先 Tel		( - - )	
振込金額	(注)	<input type="checkbox"/> 15,000円 <input type="checkbox"/> 13,000円 <input type="checkbox"/> 10,000円 <input type="checkbox"/> 9,000円	

(注) 4月期(4月~8月)の入会は、15,000円 (正会員の再入会は、13,000円)

10月期(9月~3月)の入会は、10,000円 (正会員の再入会は、9,000円)

■以下は、正会員になるためのレポート提出が免除になる項目です。

日本音響家協会資格認定  1級音響技術者  2級音響技術者  3級音響技術者  
 SST1級  SST2級

■入会推薦会員氏名 \_\_\_\_\_

※ この申込書により取得した個人情報は日本音響家協会の会員名簿に記載します。その取扱については、法令に基づくものを除き当協会のプライバシーポリシーに基づき協会の運営に関する以外用途で使用することは致しません。

(協会記入欄)

申込受付日	20 年 月 日	<input type="checkbox"/> 北海道 <input type="checkbox"/> 東日本 <input type="checkbox"/> 北日本 <input type="checkbox"/> 中部 <input type="checkbox"/> 西日本 <input type="checkbox"/> 九州
-------	----------	---

●入会金と会費の支払先 ⇒ 郵便振替：00120-6-151559、名義：日本音響家協会

●振込みは、必ず個人名でお願いします。

●入会推薦者が無いときは、申し込み先の支部に相談してください。

●申込書送付先

◆北海道支部 (北海道の在住者)

〒062-0932 札幌市豊平区平岸2条1丁目6-18 映音内 FAX: 011-812-4009 Mail: hokkaido@seas.or.jp

◆東日本支部 (東北、関東、新潟県、静岡県、山梨県、長野県の在住者)

〒273-0021 千葉県船橋市海神5-8-15 FAX: 047-433-4820 Mail: east@seas.or.jp

◆北陸支部 (富山県、石川県、福井県の在住者)

〒930-0056 富山市南田町1-4 FAX: 076-493-1064 Mail: hokuriku@seas.or.jp

◆中部支部 (愛知県、岐阜県、三重県の在住者)

〒452-0962 愛知県清須市春日日57 FAX: 052-409-4580 Mail: chubu@seas.or.jp

◆西日本支部 (近畿、中国、四国、九州、沖縄県の在住者)

〒669-1102 兵庫県西宮市生瀬町1丁目8-1-102 FAX: 0797-85-2920 Mail: west@seas.or.jp

（文書番号）

## 入会承認通知書

〇〇〇〇〇 殿

2000年〇〇月〇〇日付け入会申込書を受理し、貴方を準会員として入会  
を承認しましたので通知いたします。

下記の口の×印のある項目が、貴方へのメッセージです。

2000年〇〇月〇〇日

一般社団法人 日本音響家協会

会長 〇〇〇〇〇 会長印

- あなたは技能認定資格を取得されておりますので本協会の定款第8条第3項の規定により、次回行われる定時理事会の昇格審査を経て正会員に昇格いたします。  
正会員になりますと、社員総会に出席して議決権を行使できるとともに、次年度から会費が8,000円となります。

- 本協会の定款第8条第3項の規定により、入会後に音響をテーマとするレポート※の提出または当協会の技能認定資格（音響技術者1～3級またはサウンドシステムチューナ1～2級のいずれか）を取得しますと、3月期または9月期の定時理事会の資格審査を経て正会員に昇格することができます。  
正会員になりますと、社員総会に出席して議決権を行使できるとともに、次年度から会費が8,000円となります。

※ レポートは、評価や採点をするのが目的ではありません。テーマが音響に関するものであればどのような内容・分量（字数）・様式・書式でもかまいません。  
また、本人が執筆し雑誌または機関誌などに発表したものを転用することも可能です。

（文書番号）

## 除 名 通 告 書

〇 〇 〇 〇 〇 殿

20〇〇年〇〇月〇〇日の第〇〇回定時（臨時）社員総会において、定款第13条第1項の規定により、貴殿を除名する決議をいたしました。よって同条第2項の規定により通告します。

なお、この決定により当協会の会員としての権利及び資格を全て喪失し、貴殿の未履行の債務について当協会が留保するとともに、爾後、会員としての資格称号を前歴としても使用してはならないものと致します。

20 年 月 日

一般社団法人 日本音響家協会

会長 〇 〇 〇 〇 会長印

会費納入に関する重要なお知らせ

〇〇〇〇 様

前略

さて、今年度年会費納入期限の7月31日を過ぎておりますが未だ貴方の年会費が納入されておられません。会費未納のまま放置されますと定款第14条第1項により除籍処分となります。会員として入会を継続する意思がおありのときは、至急年会費を所定の口座に振り込んでください。なお、同条同項の但し書きには「やむを得ない事由がある場合はこの限りでない」と規定されておりますので、その事由がある場合はその旨を支部長に申し出てください。

また、退会される場合は4月から8月までの月割り年会費を納付し、会長宛に任意書式の書面による退会届けを、所属する支部の連絡事務所に郵送又はメールかFAXで提出して退会の手続きをお執りください。

つきましては、いずれの場合も2000年8月31日を期限とし、この猶予期間内にいずれの措置も執られないときは、除籍となりますのでご承知置きください。

なお、すでに振込手続をされた後にこのお知らせが届いた場合は、御容赦ください。

草々

振込先と金額は下記の通りです。

記

- ・郵便振込口座 00120-6-151559
- ・口座名義 日本音響家協会
- ・請求金額 (正会員) 8,000円  
(準会員) 10,000円
- ・退会する場合の月割り清算金額  
(正会員) 3,330円 (月割額666円×5箇月)  
(準会員) 4,415円 (月割額883円×5箇月)
- ・納入期限 2000年8月31日付け有効

以上

2000年8月15日

一般社団法人日本音響家協会  
会計担当理事※

〇〇〇〇〇 会計印

※ この通知は、会計担当者が取り扱うため、会計担当の記名押印とする。印は「会計印」又は会計「個人印」とする。

<会費未納で除籍するとき>

(通告A)

(文書番号)

## 除 籍 通 告 書

〇〇〇〇〇 殿

貴殿は、20 年度会費未納に付き督促状を送付いたしましたが、未だ納入されておらずかつ任意退会の手続きも執られておりません。したがって、一般社団法人日本音響家協会定款第14条（除籍及び復籍）第1項（会費の未納）の規定により、理事会が除籍を決議して除籍となりましたので通告いたします。

なお、この決定に対し同条第2項（復籍）と定款施行細則第21条（復籍の申出）により復籍申込書に延滞した事由を記し、年会費の所定の郵便振替口座への振込領収書（またはコピー）を添付して、20 年 月 日<sup>(注-1)</sup>迄に、復籍を申し出て、会長が正当な事由と認めたときは理事会の決議により復籍できます。この手続きを執られない場合は、除籍が確定します。

以上、定款第14条第1項本文後段及び定款施行細則第20条（除籍の通知）第1項（通告書の送付）の規定、並びに一般社団・財団法人法第30条（除名）第2項（通知）の規定に準じ、この書面を以て通知します。

なお、この決定により当協会の会員としての権利及び資格を全て喪失し、貴殿の未履行の債務について当協会が留保するとともに、爾後、会員としての資格称号を前歴としても使用してはならないものとします。

20 年 月 日<sup>(注-2)</sup>

一般社団法人 日本音響家協会

会長 〇 〇 〇 〇 会長印

<注-1> 発行日から起算して20日後の日付

<注-2> 発行日（復籍手続期限の起算日）

<退会届を提出して会費未清算で除籍するとき>

(通告B)

(文書番号)

## 除 籍 通 告 書

〇 〇 〇 〇 〇 殿

貴殿は、20 年度会費未納につき督促状を送付いたしましたところ退会届を提出されましたが、未だ会費の清算納入がされておりません。したがって、一般社団法人日本音響家協会定款第14条（除籍及び復籍）第1項（会費の未納）の規定により、理事会が除籍を決議して除籍となりましたので通告いたします。

なお、20 年 月 日<sup>(注-1)</sup>迄に、退会時の月割り年会費を所定の郵便振替口座へ振込み、その旨を書面又はメール若しくはFAXにて御連絡いただければ退会届が受理され、退会することができます。

この手続きを執られない場合は、退会届が受理されず除籍が確定します。

以上、定款第14条第1項本文後段及び定款施行細則第20条（除籍の通知）第1項（通告書の送付）の規定、並びに一般社団・財団法人法第30条（除名）第2項（通知）の規定に準じ、この書面を以て通知します。

なお、この決定により当協会の会員としての権利及び資格を全て喪失し、貴殿の未履行の債務について当協会が留保するとともに、爾後、会員としての資格称号を前歴としても使用してはならないものとします。

20 年 月 日<sup>(注-2)</sup>

一般社団法人 日本音響家協会

会長 〇 〇 〇 〇 会長印

<注-1> 発行日から起算して20日後の日付

<注-2> 発行日（復籍手続期限の起算日）

## <除籍通告書に添付する参考資料>

◎適用する定款、定款施行細則、一般社団・財団法人法の各規定（抜粋）

（除籍及び復籍）

第14条 会員が、第10条第1項の会費を期限までに納入しないときは、理事会の決議により当該会員を除籍するとともに本人にその旨通知するものとする。但しやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

2 第1項により除籍された会員は、所定の手続きにより復籍を申し出ることができる。

3 第2項の申し出をした会員は、理事会の決議により復籍する。

（除籍の通知）

第20条 定款第14条第1項及び本細則第18条第2号により除籍した当該会員に対し除籍通告書を送付して通知する。

2 前項により送付した通告書が……（以下略）

（復籍の申し出）

第21条 前条第1項により除籍通告を受けた会員が、定款第14条第2項による復籍を申し出るときは、所定の口座に未納会費を振り込み当該振込領収書の写しを、所定の復籍申込書に添えて会長に提出するものとする。

2 前項の手続きは、いずれも除籍通告書を受領した日から2週間以内に行わなければならない。

3 第2項による申し出が正当であると認められるとき、会長は理事会の決議により当該申し出人を復籍することができる。

（除名）

第30条 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合において……（以下略）

2 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもって当該社員に対抗することができない。

（文書番号）

## 除 籍 再 通 告 書

〇 〇 〇 〇 〇 殿

貴殿は、20 年度会費未納に付き定款の定めにより理事会が除籍の決議をして除籍通告書を送付したところ退会届を提出されましたが、なお手続の猶予期限までに会費の清算が行われませんでした。したがって退会届は受理されず、一般社団法人日本音響家協会定款第14条（除籍及び復籍）第1項（会費の未納）の規定に該当し、理事会が除籍を再決議して除籍が確定しましたので通告いたします。

以上、定款第14条第1項本文後段及び定款施行細則第20条（除籍の通知）第1項（通告書の送付）の規定、並びに一般社団・財団法人法第30条（除名）第2項（通知）の規定に準じ、この書面を以て通知します。

なお、この決定により当協会の会員としての権利及び資格を全て喪失し、貴殿の未履行の債務について当協会が留保するとともに、爾後、会員としての資格称号を前歴としても使用してはならないものとします。

20 年 月 日

一般社団法人 日本音響家協会

会長 〇 〇 〇 〇 会長印



（文書番号）

復籍承認通知書

〇〇〇〇 様

貴方の提出された、20\*\*年\*\*月\*\*日付の復籍申込書を受理して理事会が除籍を取り消して復籍を承認し、会員として継続が認められましたのでその旨通知いたします。

引き続き協会員として規則等の遵守と音響家としての技能向上並びに協会の発展に資するための精進とご尽力をお願いします。

20〇〇年〇〇月〇〇日

（一社）日本音響家協会  
会長 〇〇〇〇 印

（文書番号）

退会承認通知書

〇〇〇〇 様

貴方の提出された、20\*\*年\*\*月\*\*日付の退会届  
を受理して理事会が除籍を取り消し、退会を承認  
致しましたのでその旨通知いたします。

2000年00月00日

（一社）日本音響家協会  
会長 〇〇〇〇 印

（文書番号）

通 知 書

〇〇〇〇 殿

貴殿は、理事会において正会員への昇格が承認されましたので通知いたします。

20 年 月 日

一般社団法人日本音響家協会

会長 〇〇〇〇 会長印

（文書番号）

## 通 知 書

〇〇〇〇 殿

貴殿は、永年に亘り（会長／役員）を勤められ、当協会の発展に大いに寄与されました。よってその功績を顕彰し名誉（会長／会員）の資格と称号を授与します。

20 年 月 日

一般社団法人日本音響家協会

会長 〇〇〇〇 会長印